

## クラウド・サービス等デジタル・ネットワーク社会における集中管理の背景

過日、来日中のドイツ・マックス・プランク知的財産法研究所の博士の講演を聞く機会があった。ドイツにおける著作権法の諸問題を俯瞰し、博士は現代の著作権法制度を、作者の権利に関する法、著作隣接権に関する法、著作権契約に関する法、権利管理団体に関する法、権利執行に関する法の5つのサブシステムからなるものと整理された。著作権契約法は、ドイツにおいても著作権契約法という特別法により実現された。しかし、権利管理団体に関する法 (Collecting Societies Law)、すなわち権利の集中管理に関する規律の整備はこれからの問題と思われる。

数年前、博士は、権利管理団体の文化的役割を指摘された小論を芸団協CPRAから発刊されたが、その中で、権利管理団体の考え方は、徴収した使用料の一部を原資とした会員向け社会福祉事業、権利保護事業、文化振興事業などの思想につながると指摘された(そのため、例えばフランスではコレクティング・ソサイエティの要件として、それがsociété civileであり、その構成員は権利者であることが必要とされている)。その点は再論されておられたが、他方、権利管理団体の問題点も指摘されていたように思う。

わが国においても、今後の著作権法に残された大きな課題として、著作権契約

法の分野と集中管理の分野が存在することは衆目の一致するところであろう。前者はドイツ法の行き方が大いに参照されることになろうが、後者は、制度の整備がその結果としてどのような方向に導かれることになるのか不透明な面もあり、問題がやや複雑である。

このところ、わが国でも集中管理を巡る問題が様々生じ始めている。1つは、権利処理の円滑化を実現する目的で、そのインフラとして、集中管理が活用される場合である。例えばaRmaの設立により、放送コンテンツを巡る権利処理の円滑化は大きく前進した。2つには、不明権利者の権利処理や著作物のアーカイブ化に関連して、集中管理の意義がクローズアップされ始めた。集中管理の範囲が拡大し権利者情報が集約されて行けば、同時に権利管理団体が不明者探索の照会先として、あるいは権利不明者の権利の許諾者として最適の立場にあることに着目されてくる。EUの孤児著作物指令や北欧諸国に見られる拡大集中管理制度はそのような権利管理団体の特性から生じて来る。3つ目は、既に著作権法の中に取り込まれた私的利用の分野の私的録音録画補償金制度の問題である。それは集中管理団体を不可欠なものとして要請するが、今後のあり方が議論の狙上に上がって

ることになるであろう。

その他、放送分野における集中管理への新規参入について独禁法との関連を巡り係争が生じるなど、制度の問題点の顕在化が始まっている。

昨年度、文化審議会著作権分科会の著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会において、クラウド・サービスにおける著作権問題についての審議が行われたが、その中で、日本レコード協会、JASRAC、芸団協CPRAの権利者3団体が、クラウド・サービスにおける音楽コンテンツの利用需要に対応すべく、ワンストップ型集中管理を目指した「音楽集中管理センター(仮称)」案を提示した。クラウド・サービス分野における集中管理の展開も、また誠に時宜を得たものと思われる。

著作権管理制度に関する法的基盤の整備の必要性が唱えられ、著作権等管理事業法が制定されたのが平成12年であるが、約15年が経過した現在、これらの諸状況を踏まえて、コレクティング・ソサイエティ・ロー全般の見直しが求められる時期が来ているのではないだろうか。

弁護士

龍村 全

Tatsumura Zen

### CPRA ニュース

V O L . 7 5

F E B . 2 0 1 5

C O N T E N T S

#### ● 巻頭メッセージ

クラウド・サービス等デジタル・ネットワーク社会における集中管理の背景 …… 1

#### ●● 特集

「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」報告書まとまる～音楽権利者団体がロッカー型クラウドサービスに対応した集中管理による契約スキームを提案～ …… 2  
音楽のこれから—音楽市場の傾向と消費者の動向から— …… 4

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

# 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」報告書まとまる

## ～音楽権利者団体がロッカー型クラウドサービスに対応した集中管理による契約スキームを提案～

平成26年12月25日に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第9回）」が開催され、『クラウドサービス等と著作権に関する報告書（案）』が検討された。

同小委員会は、文化審議会著作権分科会の下に設置されており、①クラウドサービス等と著作権、②クリエイターへの適切な対価の還元の二つの課題を集中的に審議している。

特に①については、知的財産推進計画や規制改革実施計画等で速やかに結論を得る必要措置を講ずることとされており、課題の解決が求められていた。

報告書案では、JASRAC、日本レコード協会、芸団協CPRAの音楽権利者団体が提案した、ロッカー型クラウドサービスに対応した集中管理による契約スキームについても言及されており、「本スキームの活用に向けた必要な課題解決を中心に、『音楽集中管理センター』（仮称）設立に向けて関係当事者間で速やかな検討を行うよう求めることとし、その状況を引続き、注視する」とまとめられている。本稿では、報告書案の記載に基づき、小委員会の議論の経緯と集中管理による契約スキームの概要を簡単に説明する。

### ロッカー型クラウドサービス

クラウドサービスと一口に言っても、その内容は多岐に亘るため、昨年度の法制・基本問題小委員会と本小委員会では、まず問題点を絞り込み、議論の対象を整理した。その結果、私的使用目的の複製に関係するクラウドサービス（ロッカー型クラウドサービス）と、それ以外のクラウドサービスに分類され、まず前者を重点的に検討することとなった。

ロッカー型クラウドサービスにも様々な態様があるため、ロッカーに保存され

るコンテンツにアクセスできる者は誰か、そのコンテンツを誰が提供するのか、という二つの視点から、図1のとおりタイプ1～4に分類された。

そして、利用者ではなく事業者がコンテンツを用意するタイプ1とタイプ3は許諾権の対象となることが明らかであり、制度整備の必要性が否定された。

また、利用者が広く共有を行うタイプ4での利用者の行為は私的使用目的の複製にあらず権利侵害になるとの前提に争いはなく、基本的に契約で処理すべきとの意見が示され、制度整備に関する合意形成はなされなかった。

### タイプ2に関する議論

これに対して、基本的にその利用者のみが利用し、コンテンツを用意するタイプ2については、事業者・利用者と権利者（一部事業者を含む）の意見が以下のとおり対立した。

**事業者・利用者：**タイプ2における利用者の行為は私的使用目的の複製であるため、サービス全体が適法である。利用者の行為を適法と位置付けるだけでなく、事業者も無許諾無償でサービス提供を可

能とすべき。

権利者（一部事業者を含む）：タイプ2においても様々な態様があり他のタイプとの境界も明瞭ではない。事業者の責任の有無は事実認定に依るところが大きく、既に事業者・権利者間で契約処理をしている実態があることも踏まえれば、先進的かつ利用者にとって魅力的なサービス展開をするためにも、事業者・権利者間で協議、契約による処理を促進すべき。また、利用者間の共有等がなされている現実等を踏まえれば、事業者が広く利用者の適法性を確保するという観点からも、契約による処理が望ましい。

これらの意見を踏まえて、小委員会では法的な論点について整理を行ったが、利用行為主体、私的複製該当性、公衆用設置自動複製機器該当性等の諸論点に関して意見の対立があり、両者の溝が埋まらない状態が続いた。

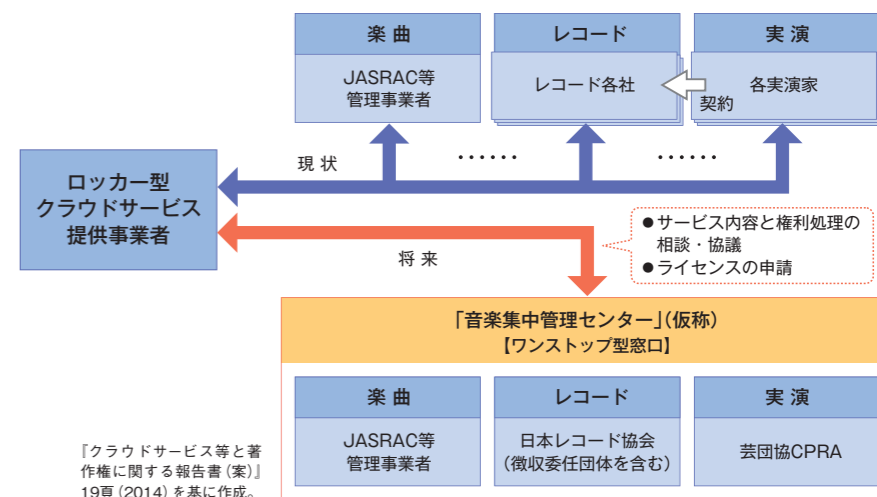
### 集中管理による契約スキームの提案

このような状況下で音楽権利者団体は、ロッカー型クラウドサービスの展開を促進すべく、集中管理による契約スキームの提案を行った。権利者の特定や契約交渉等に要する負担が大きいこと等の個別の権利処理が抱える課題を、ワンストップ型の集中管理によって解決し、事業者のクラウドサービス展開を容易にすることを目的としている。

この提案は有識者を中心に肯定的に評価され、多くの有識者、利用者、一部の事業者からは、「今後展開されるサービスの多様性に鑑みれば、権利者との契約が著作権法上必要か否か必ずしも明らかでないサービスが現れることも考えられるところ、そのようなサービスが今後リスクなく展開できるように、本スキームにより契約のハードルを下げることは非常に有意義である」といった意見等が出されている。

なお、当初の提案は、利用者の複製行為の法的評価を明確にしていなかったが、有識者等の指摘を踏まえて、理論的に純粋な私的複製と評価できる利用者の行為については、私的使用目的の複製の範囲内と整理できることから、この集中管理の対象からは外すこととなった（クリエイターへの対価還元という別の視点からの

図2 集中管理による契約スキームのイメージ



### ロッカー型サービスに対応した集中管理による契約スキーム

ロッカー型クラウドサービスのうちタイプ2のサービスについて集中管理の対象とし、上図のとおり事業者に対してワンストップ型の窓口を提供するもの。この窓口は「音楽集中管理センター」（仮称）として、サービス内容と権利処理の相談・協議にあたることも、利用許諾契約の申請窓口としても機能する。また同センターを構成する集中管理団体は、同センターを経由する利用許諾契約申込みの手続きを可能な限り簡素化するように努める。楽曲に係る権利については、作詞・作曲家の権利をJASRAC等の管理事業者、レコード製作者の権利を日本レコード協会、実演家の権利を芸団協CPRAが集中管理し、契約、使用料の請求・收受および分配等を行う。また、集中管理団体に属さない権利者については、同センターを管理事業者として受皿とする案や、集中管理団体が可能な限り権利者を取り込むよう努める旨の意見が示されている。

課題は存在する）。

このように、音楽権利者団体が率先して、ロッカー型クラウドサービスの展開に協力する姿勢を具体的に示したことで、議論が大きく加速した。この後、小委員会ではさらに本スキームの活用に向けた意見と課題が整理され、本スキームの具体化に向けた検討を求めるとの方向で意見が一致した。

### ロッカー型以外のクラウドサービスの検討

ロッカー型クラウドサービスの議論が、集中管理による契約スキームの提案により決着したことで、それ以外のクラウドサービス、すなわち電子情報技術産業協会（JEITA）から提案のあった複製支援サービスや情報活用サービスについて検討することとなった。

これらの検討にあたっては、JEITAが「柔軟性のある規定」の導入を主張したところ、有識者から、小委員会で検討すべき課題はクラウドサービスと著作権であり、一般的な制限規定の導入の是非を抽象的に議論する場ではないとの見解が示された。

その上で小委員会では、JEITAの提示した具体的なサービスについて、過去の

審議会の議論に照らし、「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」か否かを基準として検討し、サービスや権利処理の実態について、実際にサービスを展開している事業者等からヒアリングを実施した。

その結果、多くのサービスが「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用」に該当し、そうでないサービスについても、実際にサービスを展開している事業者が、現行の著作権法の範囲内で十分に対応することができる旨の意見を表明したため、少なくとも小委員会に提示された内容を前提とする限り、法改正等を行うに足る立法事実とは認められない、と結論付けられた。

### 今後の議論について

『クラウドサービス等と著作権に関する報告書（案）』は、主査一任による修正が加えられた後、著作権分科会に上程される予定である。本小委員会では、残された課題であるクリエイターへの適切な対価還元に係る課題について、引き続き検討が行われる。

図1 ロッカー型クラウドサービスの分類

	配信型 ロッカーに保存されるコンテンツはクラウド事業者が用意	ユーザーアップロード型 ロッカーに保存されるコンテンツは利用者が用意
プライベート型 1人の利用者のみが、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能	<b>タイプ1：プライベート・配信型</b> クラウド事業者が用意して（ライセンスを受ける場合を含む。以下同じ。）①ロッカーに保存したコンテンツについて、利用者が事業者との契約等により、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用（ダウンロード又はストリーミング。以下同じ。）②できるようにするサービス。〈例〉Amazon Cloud Player、電子書籍サービス	<b>タイプ2：プライベート・ユーザーアップロード型</b> 利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し①、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用②できるようにするサービス。〈例〉マイキャビ（Nifty）、MP3tunes、MYUTA
	<b>タイプ3：共有・配信型</b> クラウド事業者が用意して①ロッカーに保存したコンテンツを、多数の利用者が共有して利用②・③できるようにするサービス。〈例〉動画配信サービス	<b>タイプ4：共有・ユーザーアップロード型</b> 利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し①、当該コンテンツを多数の利用者が共有して利用②・③できるようにするサービス。〈例〉MegaUpload

「クラウドサービス等と著作権に関する報告書（案）」7頁（2014）を基に作成。

# 音楽のこれから

## ― 音楽市場の傾向と消費者の動向から ―

若者が音楽を聴かなくなった、音楽そのものに関心がなくなったなど様々なが言われている。しかし、果たしてそうなのだろうか。本稿では、各種の調査結果などを用いて、「音楽市場の傾向」および「消費者の動向」という観点から、音楽のこれからについて考えてみたい。

芸団協CPRA徴収業務部契約課  
君塚陽介

### 音楽市場の傾向

#### (1) 日本の音楽市場

日本の音楽市場を見ると、2001(平成13)年には、約6,487億円あったCDセル(パッケージ)市場は、減少傾向が続いている。2012(平成24)年には、前年を上回ったものの、2013(平成25)年は、再び減少に転じており、総じて減少傾向にあると言える。他方、インターネット配信市場は、CDセル(パッケージ)市場と比べれば規模が小さいものではあるが、2001(平成13)年以降増加傾向が続いており、2013(平成25)年にはCDレンタル市場を上回っている(図1)。

次に、日本の音楽配信市場について、その内訳を見ていこう。音楽配信には様々なサービスがあるが、ここでは、端末に楽曲をダウンロードして聴く方法と、楽曲を端末にダウンロードせずストリーミングで聴く方法とに分けている。なお、ダウンロード型は楽曲一曲で何円、アルバム一枚で何円という価格設定がなされているが、ストリーミング型は月額何円で聞き放題という価格設定が多く、いわ

ゆるサブスクリプション型で提供されることが多い。

ダウンロード型シングルトラックの売上は、2009(平成21)年のピーク時には約559億円に上っていたが、以降は減少傾向にあり、2013(平成25)年には約225億円となっている。ダウンロード型アルバムの売上は増加傾向にあるものの、ダウンロード型シングルトラックの売上の減少が著しく、ダウンロード型全体の売上を見れば減少傾向にあると言える。他方、サブスクリプション型の売上は、ダウンロード型と比べれば小さいものの、増加傾向にあり、2013(平成25)年には約30億6,000万円と前年比303.8%の大幅な増加を見せている(図2)。

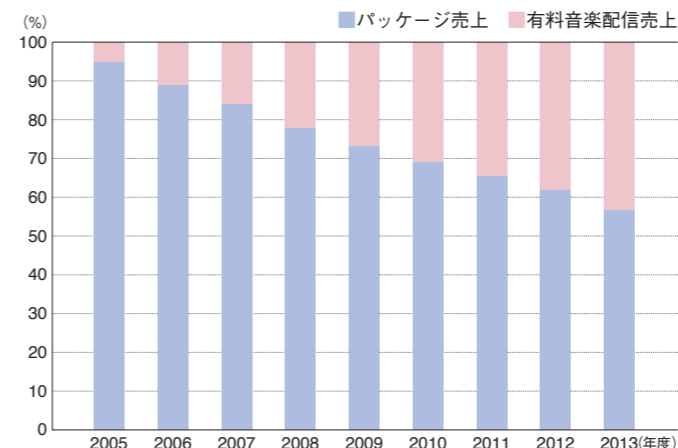
このように日本の音楽市場の動向を見ると、とりわけパッケージ市場が減少傾向にある一方で、インターネットを通じた音楽配信市場が増加傾向にあると言える。また、音楽配信の中でも、全体としてみればダウンロード型の売上が減少傾向にあり、サブスクリプション(ストリーミング)型の売上が増加傾向にあることが分かる。

#### (2) 世界の音楽市場

では、世界の音楽市場はどのようなになっているのか、次に見ていこう。国際レコード産業連盟(IFPI)による資料に基づいて、日本レコード協会が公表した世界の音楽売上のシェアを見てみると、2005(平成17)年以降、パッケージ売上のシェアは減少傾向にある一方で、有料音楽配信売上のシェアは増加傾向にある(図3)。このように見ると、パッケージ売上が減少し有料音楽配信の売上が増加している傾向は、日本を含め世界共通のものと言えるだろう。

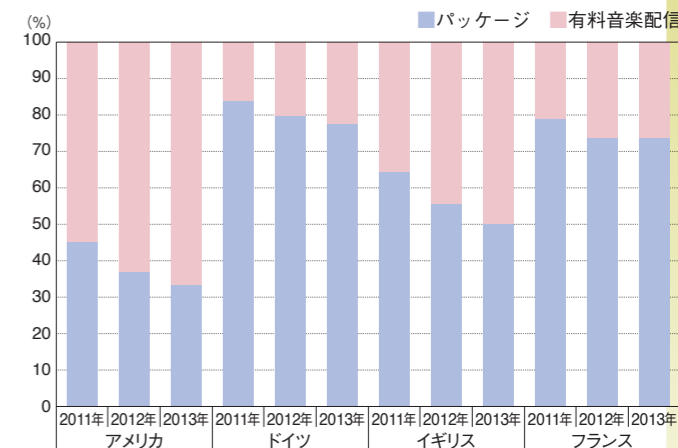
また、アメリカ、ドイツ、イギリスおよびフランスの主要四カ国を取り上げても、パッケージ売上のシェアは減少傾向にあり、有料音楽配信売上のシェアが増加傾向にある。2013年だけを見ても、とりわけアメリカでは有料音楽配信売上が60%以上を占めており、イギリスが50%とこれに次いでいる。ドイツやフランスでは有料音楽配信売上のシェアは30%に届かない程度であるが、それでも増加傾向にあることが分かる(図4)。このようにして見ると、パッケージ売上が減少し有料音楽配信売上が増加している傾向

図3 世界の音楽売上シェアの推移



【日本のレコード産業2014】23頁(日本レコード協会、2014)に掲載された図表から、「シングル収入」および「演奏権収入」を除いて作成。

図4 アメリカ、ドイツ、イギリスおよびフランスの音楽売上シェアの推移



【日本のレコード産業】(日本レコード協会)の各年版に掲載された数値に基づいて作成。

は、日本を含め主要国において共通したものとと言えるだろう。

### 消費者の動向

このような音楽市場の傾向の中で、日本の消費者はどのように音楽と関わっているのか、次に見ていこう。

日本レコード協会が行った調査では、音楽との関わり方について、次の四つの層に分け、年代別の調査結果をまとめている。

**有料聴取層**：音楽を聴くために、音楽商品を購入したり、お金を支払ったことがある。

**無料聴取層**：音楽にお金を支払っていないが、新たに知った楽曲も聴いている。

**無関心層(既知楽曲のみ)**：音楽にお金を支払っておらず、以前から知っていた楽曲しか聴いていない。

**無関心層**：音楽にお金を支払っておらず、特に自分で音楽を聴こうとしていない。

この調査結果からは、学生、20代、30代および40代で、音楽を聴くためにCDを購入したり、有料で音楽配信などを利用する有料聴取層が減少傾向にある一方、音楽を聴くためにお金は支払わないが、新しい楽曲を聴く無料聴取層や、音楽を聴くためにお金は払わず、以前から知っていた楽曲しか聴かない無関心層(既知楽曲のみ)が、増加傾向にあるのが分かる(図5)。

では、音楽にお金を払わずに、新たに

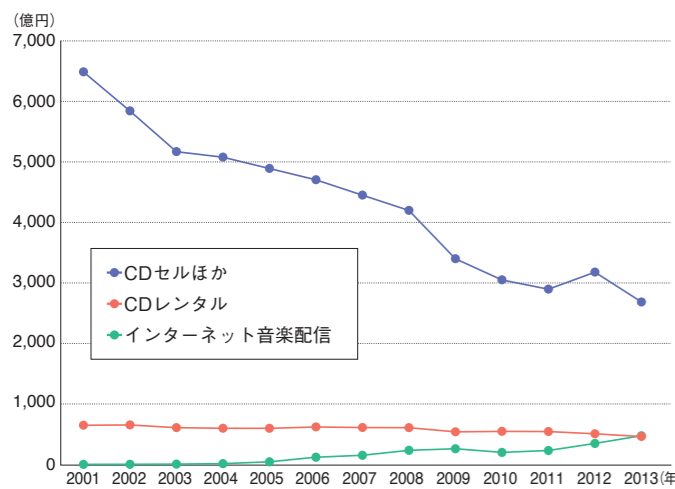
知った楽曲を聴く無料聴取層や、以前から知っていた楽曲しか聴いていない無関心層(既知楽曲のみ)は、どのように音楽を聴いているのだろうか。

音楽の楽しみ方に関する別の日本レコード協会による調査結果を見ると、YouTubeなど無料動画配信サイトを利用することが最も多くなっており、全体で60%にのぼっている。とりわけ中学生、高校生、大学生および20代社会人の若者の70%以上が、YouTubeなど無料動画配信サイトを利用して音楽を楽しんでいることがわかる。また、無料音楽配信・ストリーミングを利用して音楽を楽しんでいる割合も、全体で12.9%に上っている。

その中でも、中学生、高校生、大学生および20代社会人の若者では、15%以上が、無料音楽配信・ストリーミングを利用して音楽を楽しんでいる(図6)。

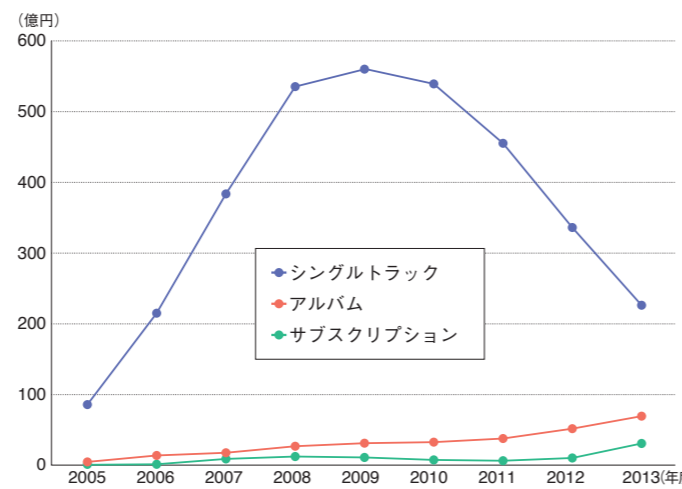
このような音楽の楽しみ方は、増加傾向にある、音楽を聴くためにお金を払わない無料聴取層や無関心層(既知楽曲のみ)の音楽の聴き方と捉えることができるだろう。すなわち、20代以下の若者を中心に、CDを購入したり音楽配信で楽曲を購入したりして音楽を聴くのではなく、お金を払わずインターネットを通じて音楽を聴くスタイルが広がっているものと考えられる。

図1 CDセル、CDレンタルおよびインターネット音楽配信の市場規模



【デジタルコンテンツ白書2014】35頁以下(デジタルコンテンツ協会、2014)を基に作成。同書掲載の「CDセル」、「CDレンタル」は、日本レコード協会へのヒアリングに基づく推計、「インターネット音楽配信」は、日本レコード協会「有料音楽配信売上実績」からの推計に基づく数値である。

図2 ダウンロード型とサブスクリプション型の比較



【日本のレコード産業2014】9頁(日本レコード協会、2014)を基に作成。同書掲載の「シングルトラック」、「アルバム」および「サブスクリプション」は、「PC配信・スマートフォン」と「フィーチャーフォン」の合計値。

図5 音楽との関わり方(年代別)

年代	年	音楽との関わり方(%)			
		有料聴取層	無料聴取層	無関心層(既知楽曲のみ)	無関心層
学生	2009年	66.5	23.5	4.9	5.1
	2010年	66.4	24.4	4.1	5.1
	2011年	62.6	25.4	7.0	5.0
	2012年	61.6	25	8.2	5.1
	2013年	59.0	24.9	7.3	8.8
20代	2009年	71.3	15.6	7.3	5.8
	2010年	65.1	19.2	8.2	7.6
	2011年	67.9	14.6	9.8	7.7
	2012年	64.5	15.3	11.3	8.9
	2013年	57.7	18.9	13.4	10.0
30代	2009年	62.1	13.4	9.5	15.0
	2010年	54.4	17.6	11.1	16.9
	2011年	55.5	14.2	14.5	15.8
	2012年	52.9	14.5	16.1	16.5
	2013年	46.2	22.1	17.8	13.9
40代	2009年	56.9	15.4	13.1	14.6
	2010年	54.5	17.5	11.6	16.4
	2011年	53.1	16.1	15.4	15.4
	2012年	44.1	18.0	18.6	19.3
	2013年	45.5	14.8	19.5	20.3
50代	2009年	45.3	18.5	16.0	20.2
	2010年	45.7	18.5	15.9	19.9
	2011年	37.6	16.4	20.5	25.5
	2012年	41.1	15.4	22.1	21.5
	2013年	40.6	20.4	21.8	17.1
60代	2009年	35.3	13.5	22.6	28.5
	2010年	32.9	16.5	21.6	29.0
	2011年	30.0	14.2	28.1	27.6
	2012年	27.6	14.3	28.8	29.3
	2013年	27.7	14.3	29.3	28.7

【2013年度音楽メディアユーザー実態調査報告書―公表版―】20頁(日本レコード協会、2014年3月)

結びに代えて  
—音楽のこれから—

このように見てくると、若者が音楽を聴かなくなったというよりも、音楽CDを購入したり楽曲を有料でダウンロードしたりして音楽を聴くのではなく、インターネットを通じて無料で聴くといったスタ

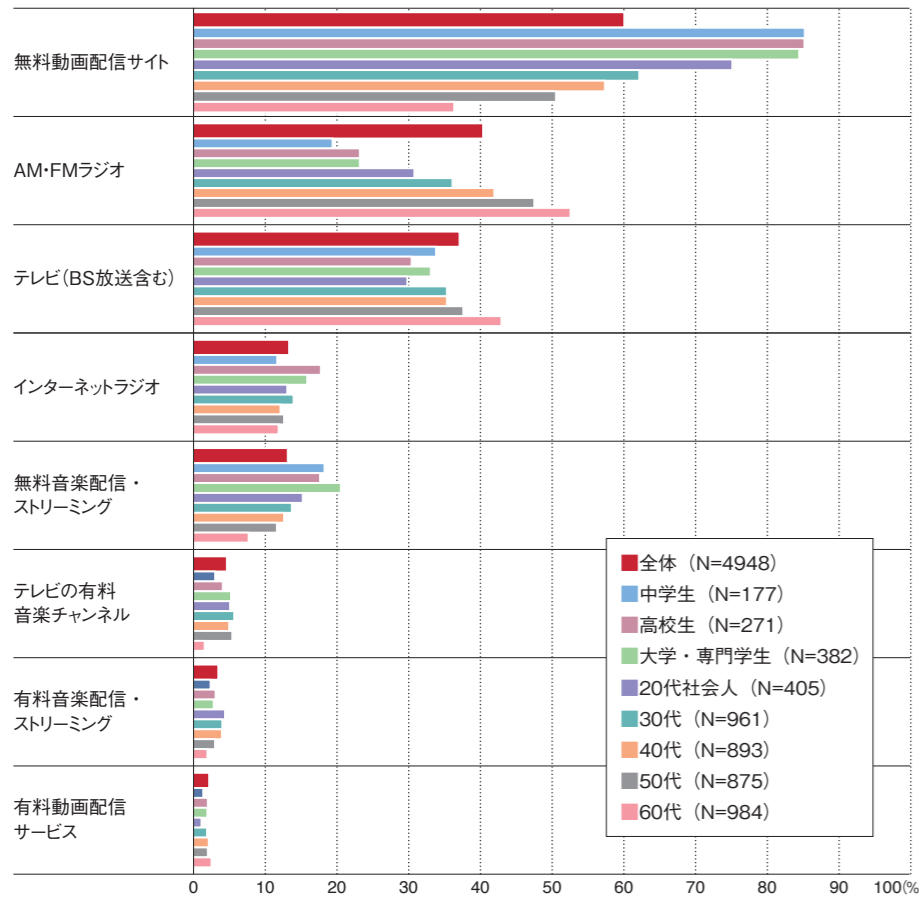
イルが広まりつつあると言えるだろう。このような若者のスタイルは、音楽市場において増加傾向にあるサブスクリプション型サービスと馴染み易いように思われる。すなわち、サブスクリプション型サービスの中には、日本ではサービスが開始されていないが、SpotifyやPANDORAのように、広告収入をもとに無料で

サービスを提供し、携帯端末での聴取や高音質化など付加価値のあるサービスを受けることができる有料サービスに誘導する、いわゆる「フリーミアムモデル」を採用しているものもある。サブスクリプション型サービスは、無料で音楽を聴くことができるため、インターネットを通じて無料で音楽を聴くという若者のスタイルに合うように思われる。

また、サブスクリプション型サービスの特徴は、月額定額制で、数百万曲から数千万曲までの音楽が聴き放題になるという点にある。現在展開されているサービスを見ると、月額1,000円程度のサービスが多い(図7)。他方、CDレンタル店では「レンタルCD5枚で1,000円」といったレンタル料金が見られるが、消費者にとっては、同じ1,000円を支払うのであれば、サブスクリプション型サービスの方が、「お得感がある」ことは、否めないだろう。

今後、若者のような音楽の聴き方が更に広まると、音楽CDのパッケージ市場は更に縮小し、ノン・パッケージ、つまりインターネットを通じて音楽を聴くスタイルがますます広まっていくものと考えられる。もちろん、パッケージ市場に比べれば、サブスクリプション型サービスの市場はまだ小さく、将来、パッケージでの音楽の聴き方が全くなるとまでは言い切れないが、音楽を聴くスタイルが大きく変化する時期に来ているとも言えるのかもしれない。

図6 音楽を楽しむために利用したサービス



[2012年度音楽メディアユーザー実態調査報告書—公表版—]26頁(日本レコード協会、2013年2月)

図7 海外と日本の主な音楽配信サービス

分類	サービス名	楽曲数	料金
ストリーミング型	スポティファイ(スウェーデン)	2,000万曲以上	月額9.99ドル (広告付きの無料サービスあり)
	ディーザー(フランス)	3,500万曲以上	月額9.99ドル
	グーグルプレイ・ミュージック・オールアクセス(アメリカ)	2,000万曲以上	月額9.99ドル
	アマゾン・プライム・ミュージック(アメリカ)	100万曲以上	年額99ドルのプライムサービス会員向けに無料提供
	ミュージック・アンリミテッド(アメリカ)	3,000万曲	30日間あたり9.99ドル
	KKBOX(日本) レコチョクベスト(日本)	500万曲以上 150万曲以上	月額980円 月額980円
ラジオ型	バンドラ(アメリカ)	100万曲以上	月額3.99ドル (広告付きの無料サービスあり)
	アイチューンズ・ラジオ(アメリカ)	4,300万曲以上	無料(広告あり)
	スマホでUSEN(日本)	約150万曲	月額529円
	dヒッツ(日本)	約3,000曲	月額324円
ダウンロード型	アイチューンズ・ストア(アメリカ)	4,300万曲以上	1曲あたり0.60~1.29ドル

日本経済新聞2014(平成26)年11月11日付「『聞き放題』欧州勢台頭—割安感、アップル脅かす—」より

インドネシア著作権法改正  
実演家に報酬請求権が初めて付与される

昨年10月、インドネシア著作権法改正法が発効し、商業用レコードの放送及び公衆への伝達に関して実演家とレコード製作者の報酬請求権が初めて規定された。

改正前の2002年法では、放送についてのみ許諾権が与えられており、かつ国営放送の場合には報酬請求権とされていた。また、日本と異なり、報酬請求権を実演家に代わって行使する団体が指定される仕組みになっていなかったこともあり、権利が与えられていてもそれに基づく使用料等の徴収・分配が十分にできていなかった。

芸団協CPRAでは、昨年6月にインドネシア国会議員団を受け入れ、11月にインドネシア知財総局主催セミナーに専門家を派遣するなど、実演家集中管理団体の立場から協力しており、折に触れ、実演家の権利保護の実効性を高める上で、集中管理団体の果たす役割が大きいことをインドネシア側に伝えてきた。

そのかいもあってか、今回の改正では、この報酬請求権は政府認可の実演

家とレコード製作者の合同集中管理団体一団のみが行使できると規定されている。現在、既存の実演家団体PRISINDOとレコード製作者団体ASIRIが歩み寄って合同集中管理団体SELMI立上げの準備作業に着手している。

下表に示すとおり、東南アジアには、日本の商業用レコード二次使用料請求権にあたる報酬請求権が法律上与えられている国が多い。しかしながら、実演家の団体すらない国も多く、これらの報酬がきちんと徴収できていないのが実情である。また、たとえ報酬を徴収できていたとしても、利用実態に即して実演家・権利者に分配するには、大量のデータを収集し活用することが不可欠である。長年権利者への最大徴収・最大分配を旗印に活動してきた芸団協CPRAでは、このような実務に関し、有効な支援ができるのではないかと考えている。実際、韓国の音楽実演家団体FKMPと2010年に双務協定を締結し、毎年、研修生を受け入れて実務面での支援を行っている。

芸団協CPRAでは、これまでWIPO及び文化庁の要請を受け、アジア太平洋各国からの研修生受け入れや専門家派遣等に積極的に対応してきた。このような地道な努力と積重ねが、東南アジア諸国での実演家保護に係る制度整備及び意識の高まりにつながりつつあると思われる。現にインドネシアだけでなく、実演の権利の集中管理について様々な課題を抱えているマレーシア知財公社からも昨年12月に政府代表団の視察を受け入れている。

他方、日本政府はASEAN等アジア地域を将来有望な市場と考え、積極的なコンテンツ発信に取り組んでいる。そのため、今後アジア地域での日本の実演の利用が増加する可能性が高い。芸団協CPRAでは、アジア地域における実演家の権利拡大を目指し、より一層各国政府・団体等との連携を強めていきたいと考えている。

主な東南アジア諸国における商業用レコードの放送等に関する実演家の権利

(○=許諾権 △=報酬請求権)

分類	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム	タイ	日本
放送・有線放送	△	△	△	△	△ (非営利目的の放送除く)	△ 商業用レコード二次使用料請求権
ウェブキャスト	△	△	△	△	△	○ 送信可能化権
レコード演奏 (店内BGMへの利用等)	△	△	△	△	△	×
集中管理団体	PRISM BERHAD RPM	SELMI (準備中)	PRSP			芸団協CPRA (文化庁長官指定団体)
著作権法改正年	2012年	2014年	2013年	2009年	1994年	2014年
備考		実演家の報酬請求権は、政府認可の実演家とレコード製作者の合同集中管理団体一団のみ行使できる。				商業用レコード二次使用料請求権は文化庁長官が指定する団体(芸団協CPRA)のみが行使できる。

## 芸団協CPRA徴収・分配業務

## 商業用レコード二次使用料等の徴収状況

平成26年12月末時点における主な放送事業者に対する商業用レコード二次使用料等の徴収状況は以下のとおりとなった。

## ●日本放送協会 (NHK)

商業用レコード二次使用料等について協議の結果合意に至り、平成26年11月に協定を締結した。今回の協定では、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間、商業用レコードの利用方法を考慮した内容を盛り込み、使用料率を適増することになっている。また、平成25年度の使用料額は、受信料値下げに伴い経常事業収入が減少したことから、前年度に比べ若干減少した。

## ●日本民間放送連盟 (民放連)

地上波放送およびBS波放送の商業用レコード二次使用料等について、民放連との各協定に基づき、会員各社に対して平成26年度分の請求を行った。平成26年度の使用料額は、テレビ広告料収入が好調なことから、全体として

増加傾向にある。

## 海外の契約締結団体あてに使用料等の分配を実施

平成26年12月19日付で契約を締結している海外団体あてに今年度の定例分配を実施した。

海外の団体へは年に一度12月末までに使用料等を分配する旨が契約されており、今回は今年度あらたに契約を締結したADAMI(フランス)、MROC(カナダ)、SAWP(ポーランド)を含めた計25団体に対し約5億円の分配となった。

## 私的録音補償金の分配停止

私的録音補償金管理協会(sarah)では、特定記録媒体における私的録音補償金単価算定根拠に関する協議が一部メーカーと継続しているため、補償金を受けとらず、平成25年度上半期出荷分に続き下半期出荷分についても分配を保留している。これに伴い、芸団協CPRAからの平成25年度分私的録音補償金分配も延期される予定。

## 「SANZUI」第6号発行

芸団協CPRA広報誌「SANZUI vol.06\_2015 winter」が発行された。

特集のテーマは「うたう」(いきものがかり/初音ミク/国本武春/幸田浩子×中鉢聡)、ロングインタビューは小田和正(敬称略)。

ウェブサイトにPDFを掲載しているほか、全国の劇場や美術館・博物館、書店等にて無料で配布している。

<http://www.cpra.jp/sanzui/>

## 芸団協CPRAウェブサイトリニューアル

よりわかりやすく役に立つことを目指し、芸団協CPRAではウェブサイトの全面リニューアルを進めている。特に業務内容や実

演家の権利について内容を充実させている。今年3月にリニューアルオープンの予定。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、  
文化を大切にする社会の実現を求め  
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

## 松武秀樹

(芸団協CPRA運営委員、MPN副理事長)

2015年を迎えて芸団協CPRA広報担当運営委員として気持ちを新たにしています。

機関誌CPRA NEWSも2000年7月に第1号を発行してから、今年で第15年が経とうとしています。当初から関わった者としてCPRA NEWSの存在意義は何であるかを今でも自問自答しています。実演家の権利の主張と擁護および公正な使用料等の徴収と分配。これが芸団協CPRA設立当初からの不変の理念です。CPRA NEWSはそれを業界あるいは一般の方々に理解していただくことに努めて参りました。今後もその考えを踏襲し、ご愛読いただけるように努力をして参ります。

5年後の2020年には2回目の東京オリンピックが開催されます。オリンピックはスポーツの祭典ではありますが、文化の祭典とも位置づけられています。芸団協CPRAに所属する実演家は伝統芸能から最先端のITアーティストまで多種多様であり、日本のカルチャーすべての実演家が所属するといっても過言ではありません。そのような立場から、世界に文化を発信するこの絶好の機会に何ができるか。前向きに考えて行きたいと思います。

他方、今号特集では、インターネットを通じて音楽を聴くスタイルが広まっていることが、データで示されました。このような新局面を迎えるにあたり今後送信可能化権の集中管理が実現することを願ってやみません。日本から世界に誇れるカルチャーを発信していけるように芸団協CPRAは今後も努力して参ります。

CPRA NEWS VOL.75 通巻75号 2015年2月1日発行  
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F  
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614  
<http://www.cpra.jp>

